

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

(甲) 合同会社カーリー
代表社員 小口 裕太

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号
VORT秋葉原IV二階

(乙) 合同会社ナマギリー
代表社員 小口 裕太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年三月十七日
掲載頁 一一九頁(号外第五十四号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和八年四月九日

大阪府池田市神田四丁目一番四号

(甲) ライム株式会社
代表取締役 村井 安一

滋賀県湖南市下田四一七三番一五

(乙) 有限会社竜王建設
代表取締役 村井 朝一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することになりました。効力発生日は令和八年六月一日であり、各社の社員総会の承認決議は令和八年五月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

熊本市中央区新屋敷三丁目四番一三号

(甲) 合同会社LAMBO
代表社員 大塚 修央

熊本市中央区新屋敷三丁目四番一三号

(乙) 合同会社Earnest
代表社員 大塚 修央

熊本市中央区新屋敷三丁目四番一三号

(丙) 合同会社BLESS
代表社員 大塚 修央

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継することになりました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月九日

名古屋市中区松風町二丁目一九番地一〇八号

(甲) 鯉キャピタル合同会社
代表社員 金谷 正文

東京都港区赤坂二丁目一五番一五〇三三

(乙) 合同会社A I会計推進部
代表社員 塩野 裕己

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の産業廃棄物の処分業及び収集運搬業並びにそれらに付随する事業を除くすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継することになりました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和八年四月九日

愛知県知多郡武豊町字平井五丁目五五番地

(甲) 株式会社五常相建
代表取締役 相川 政則

愛知県知多郡武豊町字平井五丁目五五番地

(乙) 有限会社五常相建
代表取締役 相川 政則